

## 平成 24 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について

〔平成 23 年 6 月 17 日〕  
閣 議 決 定

一部改正 平成 24 年 12 月 7 日

- 1 平成 23 年度の国家公務員の新規採用については、国家公務員の  
人件費の抑制を進めるとともに、公務員制度改革を推し進めるため、  
「平成 23 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」(平成  
22 年 5 月 21 日閣議決定。以下「23 年度新規採用抑制方針」という。)  
に基づき、厳しい抑制方針を定めたところである。

政府としては、平成 24 年度の新規採用についても、厳しい財政  
事情の下、国家公務員の定員に関し、通常の設定員審査の中で厳しく  
業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り定員の純減を図る必  
要があるため、平成 23 年度に引き続き、以下の基本方針に基づき、  
厳しく抑制することとする。

(基本方針)

- (1) 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務  
員（任期の定めのある職員及び自衛官を除く。）に係る平成 24  
年度の新規採用者数の上限値については、23 年度新規採用抑制  
方針に基づく各府省ごとの上限値、東日本大震災に伴う復旧・  
復興事業等への対応の必要性、平成 24 年度の定年退職者等の増  
加などを踏まえ、全体として 6,347 人の範囲内に厳しく抑制す  
る。各府省ごとの採用者数の上限値は、上記の範囲内で総務大  
臣が決定する。
  - (2) ただし、厳しい採用抑制方針を基本としつつも、東日本大震  
災の復旧・復興事業等に係る平成 24 年度の定員審査等の結果、  
真に必要と認められる場合に限り、追加の採用について検討す  
ることとする。
- 2 任期の定めのある職員の採用は、人件費の抑制に配慮しつつ、定  
員の範囲内で、適切に行うものとする。
  - 3 以下のときは、上記 1 (1) に基づく上限値とは別に、各府省にお  
いて採用を行うことができるものとする。
    - (1) 平成 23 年度の新規採用者数の実績が、23 年度新規採用抑制方

針に基づき総務大臣が決定した上限値又は防衛大臣が決定した上限値を下回った場合であって、その下回った数の範囲内で、採用を行うとき

- (2) 公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員（これらに準じる職種であって、短期間で離職する職員の数の割合が高いものに属する職員として総務大臣が指定する職種を含む。）であって、平成21年度以降に新規採用された者（任期の定めのある職員を除く。）が平成24年度中に離職（出向を除く。）した場合であって、その職員の数の範囲内で、採用を行うとき

- 4 人事院及び会計検査院に対し、各機関の特質等にも留意しつつ、1ないし3に準じた取組を行うよう求める。